

商品やサービスの安全

日常生活中において、家電製品からの発火による火災や、食中毒、アレルギー事故など、生命・身体に関わる重大事故が発生しています。商品等やサービスの情報収集に努め、内在する危険を予見し、安全性に関する表示等を確認し、危険を回避できる力・商品等やサービスによる事故・危害が生じた際に、事業者に対して補償や改善、再発防止を求めて適切な行動がとれる力

取り巻く課題

本領域で育むべき力

「消費者」の視点を持つた授業

電気機器の安全マニュアルを作成する

授業内容

電気機器の取扱説明書から安全な使い方や注意事項を知り、前時に作った手回し発電機付きラジオの安全マニュアルを作成する。

授業の流れ(1時間)

- 電気機器の取扱説明書を持参し、安全に関する注意事項や保守点検に関する内容をグリーブでまとめる。
- 調査内容の発表および共有化
- 共通する内容をまとめ、マニュアルとして一般化する。

安全マニュアルの作成

- 前時に製作した手回し発電機付きラジオの安全マニュアルを作成し、安全な使い方について考え、発表する。
- 「取扱説明書」を調査
- 電気機器の取扱説明書から安全マニュアルを作成する。

中学校 技術・家庭科(技術分野)



安全に関する表示の意味を理解させる



アレンジ

「エネルギー変換に関する技術」からエネルギー資源や環境問題について考える。

中学校 技術・家庭科(家庭分野)

製品の事故に対し消費者の意見を発信する

授業内容

事故を起こした製品について企業へのクレームを考え、ロールプレイングを通して意見を発信することを体験する。

指導上の工夫

ロールプレイングを通して考えたことを意見交換し、消費者としての適切な行動について考えさせて。

消費者の権利と責任

- 【権利】1 安全が確保される権利
- 2 選択する権利
- 3 知らざれる権利
- 4 意見が反映される権利
- 5 消費者教育を受けられる権利
- 6 被害の救済を受けられる権利
- 7 基本的な需要が満たされる権利
- 8 健全な環境が確保される権利

消費者教育のヒント

製作にとどまらず事業者の立場で「安全マニュアルを作成。製作内容をまとめ、マニュアルとして一般化する。前時に製作した手回し発電機付きラジオの安全マニュアルを作成し、安全な使い方について考え、発表する。消費者の立場で正しい使い方や保守点検の重要性を理解する。

長崎県 大村市、NPO 法人 Love & Safety おおむら

地域の課題解決に向けた消費者教育

地 域 課 題 子供の自転車事故の予防

実践内容

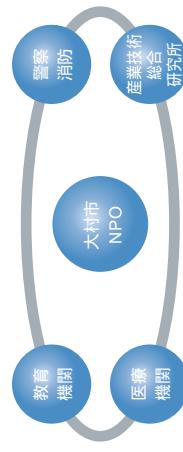
自転車事故の現状を科学的に分析し、具体策を提案している。

連携のポイント

大村市とNPOを中心とした機関団との連携体制を構築している。データを公表することで課題を共有し、連携する目的的具体化を図る。

アレンジ

子供でも、自転車事故の加害者になり得ることを伝え、損害保険について学ぶことで、子供自身の予防に対する意識を高める。



Love & Safety おおむらの体制図



情報とメディア

消費者を取り巻く課題	高度情報通信社会の進展により、アダルト情報サイト、インターネット通販、オンラインゲーム、SNS、ワンクリック請求などによる消費者被害やトラブルが増加しています。
本領域で育むべき力	・高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上に役立てる力 ・情報、メディアを批判的に吟味して適切な行動をするとともに個人情報管理や知的財産保護等、様々な情報を読み解く力を身に付け、活用できる力

「消費者」の視点を持つた授業

CM制作を通して思考力を養う

授業内容

発信者側の視点で情報を多角的・多面的に読み、CM制作を通じて相手に正しく伝える技術を身に付ける。



CM制作を宣伝文作り、パッケージ作りなどに変えることで、小・中学校の国語科や図画工作科、美術科でも実践できる。

授業の流れ	1 時間
CMの意図を考える	CMを鑑賞し、制作者の意図は何かを考えてワークシートに記入する。 情報の選択の仕方で意図的に情報を作り出せるなどを確認する。
CMの制作	CMから受けた印象をワークシートに記入し、相手に伝える。 動画編集ソフトを活用して写真とコメントと曲を組み合わせCMを制作する。
著作権や情報発信者の責任、表示義務について学ぶ。	



自ら事業者の視点に立つて広告を作ることに終わらず消費者の視点から振り返りを行うことで、CMの裏側にある意図を知り、思考力を養うことができる。
著作権や情報発信者の責任、表示義務について学ぶ。

消費者教育の中核的な教科における授業

子供のインターネット利用を大人が支える

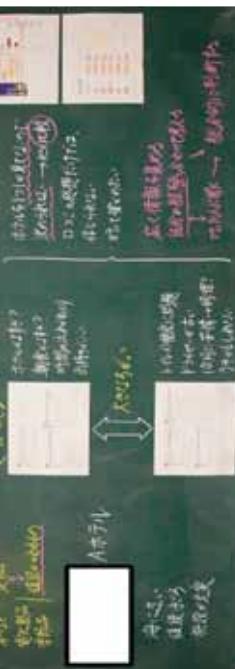
実践内容

消費者教育のヒント

子供のインターネット利用の問題を学校・家庭・地域全体の課題として設定している。
親が子供のインターネット利用について正しく理解する。



保護者の心や意欲に応じた複数の取組を推進する。
民間やPTA等との協働により、それぞれの強みをかして得意分野を役割分担している。
アレンジ
被害防止といった観点のみではなく、防災や高齢者の見守りなどの地域課題の解決にメディアを活用することで、メディアの持つ長所・短所を理解できる。



秋田県教育厅生涯学習課

地域の課題解決に向けた消費者教育

子供のインターネット利用を大人が支える

実践内容

地域課題 子供のインターネット利用の問題

実施主体	「実施主体」・秋田県教育厅生涯学習課 「協 動」・子どもたちのインターネット利用について考える研究会、秋田県PTA連合会、各市町村教育委員会、民間企業
連携	・子供のインターネット利用の問題を家庭教育の課題の一つと捉える ・保護者や地域の大人が關注を持ち続けられるための継続的な教育啓発
家庭との連携	・「お客様の声」の最高評価と最低評価の内容を確認する。 ・消費者としてどのように情報を集め、合理的判断を下せばよいのかを話し合う。
主な取組	・「ネット」に少し詳しい地域サポートの養成 ネット利用の正しい知識を広め、相談に応じる人材を増やす ・学校やPTA等の要請に応じた出前講座の実施 子供を取り巻くネット環境の変化、健全利用のためのポイント等について講話 ・新聞社との協働による啓発 親子で学べるネット利用啓発記事「うまかど学ぼう!ネット利用」を連載、掲載記事は県公式HPで公開「うまかど学ぼう!」で検索

「インターネットセーフティPRキャラクター『うまかど』」
平成26年、全県の小・中学生456点の応募の中から、秋田市立玉中学校の柴田陶子さんの原案が採用され誕生しました。
「うまかどスマホ等を使って正しい、という願いが込められています。



消費者市民社会の構築

授業名 消費者を積む課題
授業内容 地球環境、エネルギー・資源問題を含めて、消費をめぐる社会問題が山積している中で、消費者が、単なる商品やサービスの受け手としてではなく、消費を個人の欲求を満たすものとのみ捉えず、社会、経済、環境等に消費が与える影響を考慮した選択や行動によって公正で持続可能な発展に貢献することが強く求められています。

- ・環境、経済、文化などの幅広い分野において、自らの消費が他者に影響を及ぼし得るものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択できる力
- ・持続可能な社会の必要性に気付き、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力
- ・消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力

「消費者」の視点を持った授業

授業内容

実物の商品を見ることと、教科書を読みことで、フェアトレードについて知り、社会の一員として何ができるかを考え、話し合う。

授業の流れ	実物を見て、世界を身近に感じるフェアトレード商品のチョコレートと、そうではないチョコレートの実物を見る。
1時間	世界觀を広げる 教科書の英文を読み、カーナーの子供たちの生活の実情やフェアトレードについて知る。 協働で英語を学ぶ 社会の一員として何ができるかを考え、英語で話し合う。

身近な商品を通してグローバルな視点を育てる

消費者教育のヒント

英文の翻訳で終わらず、それを題材に自分の問題として考える。商品の实物を見せることで、遠い国のことではなく身近な問題であることに気付く。

Sアレンジ

◎	教科の学習から、文化祭などで調べたことを発表したり、販売することで広がりが持てる。
⑤	フェアトレードは中学校の社会科(地理の分野)や技術・家庭科(家庭分野)の学習でも関連する題材のため、各教科で学習内容を確認すると効果的である。

FAIR TRADE

国際フェアトレード認証ラベル

ESDの視点で食材の購入について考える

授業内容

日本の食生活と環境問題等の関連性について考え、日本ではどのようにESDの視点から食材購入の在り方を考える。

単元名

持続可能な社会を目指したライフスタイルの工夫

日本の食生活と環境問題等の関連性について考える

・日本では食料の多くを輸入に頼っていることから、食料輸送による環境負荷などと関連があることを理解する。

・自分たちにできることを考える。

買い物ゲームを行う。

消費の背景等(生産地や価格等)について理解する。

・可能な食料の購入の在り方を考える。

・ポケットカードを作成する。

・地球サミットで行われたスピーチを聴衆して、ライフスタイルを変革することの必要性について考える。

地域の課題解決に向けた消費者教育

「地域循環工場ギー学習」で持続可能な地域づくりを目指す

地 域 課 題

里山の荒廃、子供たちの愛郷心を育む地域学習
地 域 課 題の認識・現状把握
地域課題の設定、地域資源の確認を目的とした講演会で得られたこと
里山の整備のために切り捨てられていた間伐材を薪 地域循環工場ギーとして利用できることに着目

活 动 内 容

①地域課題の認識・現状把握
②薪工場ギーの地区地消について学びを深める
③先進地観察
④エネルギーの地区地消について学びを深める

学びの場・連携の場の創造

ファシリテータを交えたワークショップで参加者の次のアクションを引き出し、連携のための対話を促す

子供たちへの学習機会への提供

山の環境を守るために自分達ができることについて地域の人と一緒に学ぶし、薪割り体験、薪ストーブ体験

今後の活動

薪利用と結びつけた体験プログラムの開発



- ①無駄なく資源的に食材を運びます。
- ②利用の仕方によっては、運搬した食材を運びます。
- ③できるだけ近い、地元の資源や化学肥料を運びます。
- ④包装の少ない、少ない食材を運びます。
- ⑤包装の多い、多い資源や生物を運びます。
- ⑥資源や生物を入った食材を運びます。
- ⑦資源や生物を運びます。
- ⑧資源や生物を運びます。
- ⑨資源や生物を運びます。
- ⑩資源や生物を運びます。

生徒が作成した
ポケットカードの例

にある活動に「消費者」の観点を

既存の取組を生かした実践事例

用語解説

地域では公民館、PTA、NPO等が主体となって環境や食育、まちづくり等の様々な活動が行われています。新たに消費者教育に取り組む以外にも、こうした「既存の取組」を活用することが有効です。

金銭教育研修会による 「金銭教育研修会の実施」

北海道小樽市立金銭函小学校 父母と先生の会



取組の内容

「金銭教育研修会」は地域と連携した子供の健全育成の取組を目的とし、「錢小NPTまつり」などを長年に渡って実施しています。また、本会の活動方針に「親子で取り組む」を上げていることもあり、研修会では、消費者教育や食育を取り上げました。

その一つとしてお金やものの大切に扱う意識を高めるため「おこづかい帳をつけよう」と題して実技講習会を実施し、子供と親が、共にお金やものの使い方・お金やものとの付き合い方を考える会としました。

● 消費者教育のヒント

親子と一緒におこづかい帳をつけてみるとお金と物との付き合い方を実践的に学ぶ。

取組の内容

「金銭教育研修会」は保護者、地域住民、関係機関等が「コラボ・スクール」では学校と保護者、地域住民、関係機関等が「コラボ(連携・協働)」しながら、地域とともに子供を育むコラボが学習やコラボが活動を推進しています。消費者教育に関する取組としては、地元スーパーのバッカヤードを見学し、商品の管理や販売の方法について学んだり、その道の達人を講師に招き、1年間を通じて地元の伝統野菜「曲がりネギ」の栽培を体験したりして、自然を相手に野菜を栽培することの難しさや、生産者の苦労等についても学ぶ機会となりました。

● 消費者教育のヒント

伝統野菜の栽培体験から、地域農業の発展や生産者の視点に立った考え方を学ぶことができる。

田南小学校コラボ・スクールにおける伝統野菜の栽培

秋田県大仙市立大田南小学校



取組の内容

学校支援地域本部として取り組んでいる「太田南小学校コラボ・スクール」では学校と保護者、地域住民、関係機関等が「コラボ(連携・協働)」しながら、地域とともに子供を育むコラボが学習やコラボが活動を推進しています。消費者教育に関する取組としては、地元スーパーのバッカヤードを見学し、商品の管理や販売の方法について学んだり、その道の達人を講師に招き、1年間を通じて地元の伝統野菜「曲がりネギ」の栽培を体験したりして、自然を相手に野菜を栽培することの難しさや、生産者の苦労等についても学ぶ機会となりました。

公山かした地元特産品づくり 民館がつなぐ地域協育ネットを

山口県長門市中央公民館



取組の内容

公山館がつなぐ地域協育ネットは、既存の学校支援ネットワークと共に民館がもつているネットワークをつなげることにより地域縦のがかりで子供を育てるに取り組んでいます。

子供の土曜日の居場所づくりとして実施している「わくわく土曜塾」では、消費者教育に関する取組として地元の水産高校で高校生の指導を受けながら、代表的な事業である「仙崎がまご作り」を体験しました。体験を通じてかまぼこの原料となるスケトウダラから海の環境について学んだり、食品安全・安心についても学ぶ機会となっています。

さらには、まぐろ解体体験、くじら料理教室へとつなげ、食の楽しさ、大切さを伝えています。

● 消費者教育のヒント

地元の産業を知り、体験することで食の安全・安心について学ぶ機会となる。

消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)

この法律は、消費者教育を総合的・一体的に推進することを目指して、平成24年12月に施行された。この法律の大大きな意義の一つは、消費者教育を「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育」と定義することで、これまでの消費者基本法の基本理念を踏襲しつつ、「消費者が主目的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び開心を深めるための教育を含む。」とし、消費者教育の対象として、消費者市民社会の形成への参画に幅広いことをいう。

国際議論された第3次環境基本計画では、持続可能な社会とは「健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」と定義されている。

国際貿易における一層の平等性を追求する、対話や透明性や尊敬に基づく取引パートナーシップであり、特に南北半球の社会から取り残された生産者や労働者へのより良い取引条件の提供や権利の保護によって持続的な発展に貢献するもの。代表的な商品に、チョコレートやヨーグルトなどがある。

SNSは、ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人々が集まったり、近隣地域の住民が集まつたりと、ある程度開拓された世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。一方でアカウントの不正利用や、知り合い同士の空間であるという安心感を利用した詐欺やウィルス配布の被害に遭うなどの事例が発生しているため、注意が必要である。

資料1 消費者教育の体系イメージマップ

このイメージマップは消費者行動において、消費者教育の4領域と、個々の消費者教育の目標をまとめたものです。



資料2 学習指導要領における消費者教育に関する主な内容

小学校 文部科学省平成20年3月告示 (平成23年度から実施)		中学校 文部科学省平成20年3月告示 (平成24年度から実施)		高等学校 文部科学省平成21年3月告示 (平成25年度入学生から実施)	
(社会科) ・地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うこと (家庭科) ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること ・身近な物の選び方、買ひ方を考え、適切に購入できること ・自分の生活と身近な環境とのかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること	(特別の教科 道徳) ・平成27年3月告示(平成30年度から実施) ・節度を守り節制に心掛けること ・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせること ・金融などの仕組みや働き(家計の貯蓄の循環、直接金融・間接金融等) ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政	(社会科 公民的分野) ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義、法の意義 ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること ・環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること	(技術・家庭科 家庭分野) ・自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること	(公民科) ・法や規範の意義及び役割 ・消費者に関する問題(消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故等) ・金融制度や資金の流れ、金融環境の変化(金融市場の意義や役割、金融商品の多様化等)	(家庭科) ・消費者問題や消費者の自立と支援 ・持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立(自らの消費行動によって環境負荷を低減させ、進んで地球環境保全に貢献できるライフスタイルの実践)
(社会科) ・地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うこと (家庭科) ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること ・身近な物の選び方、買ひ方を考え、適切に購入できること ・自分の生活と身近な環境とのかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること	(特別の教科 道徳) ・平成27年3月告示(平成30年度から実施) ・節度を守り節制に心掛けること ・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせること ・金融などの仕組みや働き(家計の貯蓄の循環、直接金融・間接金融等) ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政	(社会科 公民的分野) ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義、法の意義 ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること ・環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること	(技術・家庭科 家庭分野) ・自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること	(公民科) ・法や規範の意義及び役割 ・消費者に関する問題(消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故等) ・金融制度や資金の流れ、金融環境の変化(金融市場の意義や役割、金融商品の多様化等)	(家庭科) ・消費者問題や消費者の自立と支援 ・持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立(自らの消費行動によって環境負荷を低減させ、進んで地球環境保全に貢献できるライフスタイルの実践)
(社会科) ・地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うこと (家庭科) ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること ・身近な物の選び方、買ひ方を考え、適切に購入できること ・自分の生活と身近な環境とのかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること	(特別の教科 道徳) ・平成27年3月告示(平成30年度から実施) ・節度を守り節制に心掛けること ・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせること ・金融などの仕組みや働き(家計の貯蓄の循環、直接金融・間接金融等) ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政	(社会科 公民的分野) ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義、法の意義 ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること ・環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること	(技術・家庭科 家庭分野) ・自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること	(公民科) ・法や規範の意義及び役割 ・消費者に関する問題(消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故等) ・金融制度や資金の流れ、金融環境の変化(金融市場の意義や役割、金融商品の多様化等)	(家庭科) ・消費者問題や消費者の自立と支援 ・持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立(自らの消費行動によって環境負荷を低減させ、進んで地球環境保全に貢献できるライフスタイルの実践)

連携・協働による消費者教育推進事業

28年度予算額 16,636千円(11,636千円)

【消費者教育に係る法律、計画等】

- 「消費者基本法」及び「消費者基本計画」に基づき、国として「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずる」必要がある。〈消費者基本法第17条〉
- 「消費者教育推進法」においても、基本理念として「消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施」が定められている。また、都道府県・市町村においては、消費者教育推進計画の策定、消費者教育の推進に関する基本的な方針」においては、地域の多様な主体間のネットワーク化を図ること、相互の連携と情報共有・推進法を受けて閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」においては、地域の多様な主体間のネットワーク化を図ること、相互の連携と情報共有の仕組みを作ることの必要性が明記。

【現状と課題】～消費者教育取組状況調査(25年度文部科省委託調査)から～

- 教育委員会と消費者担当部局との連絡協議会の設置状況(都道府県・政令市:50.7%、市町村:5.6%)
- 連絡協議会の課題「取組報告に終わる」(18.6%)、「形式的」(20.0%)
- 教育委員会において、消費者教育の実施意識が低く、消費者担当部局との連携も意識されていない。

- 社会教育では、これまで公民館等で現代的・地域住民への教育・学習支援を行ってきている。
- 地域の教育を推進する上で有効な力を有する社会教育が消費者教育の推進に生かされていない。

【事業内容】

